

口腔病理学分野の研修プログラム

1. 取得できる認定医・専門医等とそれらを取得するための資格(概要)

1) 日本病理学会認定口腔病理専門医

- 1) 日本国の歯科医師免許を取得していること。
- 2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
- 3) 出願時満3年以上継続して日本病理学会会員であること。
- 4) 日本病理学会の認定する研修施設において満4年以上の人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を修了していること。
 - (1) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものを15例以上を経験していること。
 - (2) 口腔を含むいちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検ならびに手術切除検体1,500例(10件以上の術中迅速診断を含む)以上を経験していること。
 - (3) いちじるしく片寄らない症例の細胞診50件(スクリーニング、陰性例を含む)以上を経験していること。
- 5) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が3編以上あること。
- 6) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。
- 7) 日本病理学会が行う専門医試験に合格すること。(合格率約70%)

2) 日本臨床細胞学会 細胞診専門歯科医

- 1) 歯科医師資格取得後5年以上の者。
- 2) 会員歴3年以上の者。
- 3) 5年間以上にわたり細胞診断学の研修を受けた者。
- 4) 細胞診断学ならびに細胞病理学に関する論文3編以上(少なくとも1編は筆頭者、査読ありの論文であること)。
- 5) 口腔病理専門医に関しては、本法人会員歴 2年以上をもって受験資格を有する。
- 6) 日本臨床細胞学会が行う専門医試験に合格すること。(合格率 約50%)

2. 認定医・専門医等取得のための基本的なプログラム(ロードマップ)



